

議案第8号

入間市文化創造アトリエ条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和8年2月13日提出

入間市長 杉 島 理一郎

提 案 理 由

市民負担の公平性の観点から、受益と負担の適正化のため文化創造アトリエの利用料金を見直したいので、この案を提出するものである。

入間市文化創造アトリエ条例の一部を改正する条例

入間市文化創造アトリエ条例（平成12年条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

200	300	400	800
500	700	800	1, 800
600	700	800	2, 000
200	300	400	800
500	600	700	1, 600
200	200	200	600
400	500	600	1, 400
700	800	1, 000	2, 400
1, 000	1, 200	1, 500	3, 500
300	400	500	1, 100
200	300	400	800

を

」

「

300	500	600	1, 200
800	1, 100	1, 200	2, 700
900	1, 100	1, 200	3, 000
300	500	600	1, 200
800	900	1, 100	2, 400
300	300	300	900
600	800	900	2, 100
1, 100	1, 200	1, 500	3, 600
1, 500	1, 800	2, 300	5, 300
500	600	800	1, 700
300	500	600	1, 200

に改める。

」

附 則

- この条例は、令和8年10月1日から施行し、改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用する。
- 前項の規定にかかわらず、この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。